

個人情報取扱特記事項（例）

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

令和5年度公有財産売却業務（〇〇）委託要領（例）

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（「乙」という。）を受託者として令和5年4月 日付けで締結した公有財産売却業務（〇〇）委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 契約書第1条の委託業務の内容

令和5年度公有財産売却業務（〇〇）委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

第2 証拠書類の保存

委託業務に関する書類は、5年間保存するものとする。

第3 委託業務実施計画書の様式及び提出部数

契約書第14条第1号に定める委託業務実施計画書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実施計画書（様式第1号） 1部

第4 委託業務実績報告書の様式及び提出部数

（1）契約書第14条第2号アに定める委託業務実績報告書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実績報告書（様式第2号） 1部

（2）契約書第14条第2号イに定める一覧表様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実績報告書（様式第2号）及び調査業務報告一覧表 1部

（3）契約書第14条第2号ウに定める一覧表様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実績報告書（様式第2号）及び委託業務報告一覧表 1部

第5 委託費請求書の様式及び提出部数

契約書第7条に定める請求書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

請求書（様式第3号） 1部

令和5年度公有財産売却業務（〇〇）委託仕様書(例)
(仕様書中5の内容は、企画提案書の内容に応じて変更となります。以下は参考です。)

1 事業の目的

未利用公有財産の販売促進

2 事業の実施期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

ただし、「5（2）売却業務（契約相手の探索）」に係る業務については、令和6年2月10日までとし、同日までに買受け申込書が提出された物件を成功報酬の対象とする。

3 委託業務対象物件

別紙対象物件一覧の物件とする。

ただし、甲の都合により、対象物件を当該年度に売却することを中止することや、一覧にない物件について、調査を依頼することがある。

4 媒介形式

専任媒介形式とする。

甲は、対象物件の売却業務を乙以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しない。

甲は自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結できる。

5 業務内容

乙は事業の実施期間内に以下の業務を行うものとする。

(1) 調査業務

別紙対象物件一覧の中で、調査業務の対象となっているものについて、次のア、イの調査を行う。

ア 物件調査

以下の作業を経て物件調書（重要事項説明書でも可）を作成する。なお、登記事項証明書及び公図、地積測量図は、甲が法務局で取得し、乙に貸与する。

① 法令制限等に係る調査及び供給施設等の状況に係る調査

都市計画区域、用途地域等法令制限に係る調査及び電気、ガス、上下水道等供給施設の状況に係る調査を行う。

② 特記事項関係に係る調査

越境物やセットバック必要の有無など、特に注意を促す必要がある事柄について調査を行う。

③ その他、物件調書の作成のために必要な調査等

④ 現地写真の取得・整備

現地写真（電子データ）を成果として納品する。

⑤ 売買価格に係る書面の作成

市場動向調査又は独自の方法により売却物件の参考価格を算定すること。

イ 売却可能性調査

以下の事項について調査を行い、結果について甲の承認を受けた様式により報告する。なお、甲が指定する対象物件については本調査を省略することができる。

① 境界確認及び測量要否の検討

現地・帳簿類から状況を調査し、測量が必要か否かの判断を行う。

② 建物の解体要否についての調査

建築物や構造物がある場合、市場に流通させるために撤去が必要か否かの判断を行う。

③ 市場流通性についての調査

一般的に市場で流通する物件か否かの判断を行う。

(2) 売却業務（契約相手の探索）

別紙対象物件一覧の中で、売却業務の対象となっているものについて、現地広報、紙面広報及び独自のネットワークを通じて契約相手の探索を行う。

① 現地看板を設置すること。

現地に「売地」看板（静岡県資産経営課と表記するが連絡先は乙とする）を設置して現地広告を行う。

のぼりの設置及び案内看板（コーン）の設置が有効な場合は、のぼり及び案内看板（コーン）を設置する。

② 入札実施時、静岡新聞〇〇版への広告掲載を1回以上行う。不動産ポータルサイト及び乙のホームページへの掲載は、公告後速やかに実施する。不動産月刊誌（住まい情報）への掲載による広告を行う。

③ 対象物件の現地説明等をした上で、買受希望者の購入意欲の確認

現地広報及び紙面広報等により買受希望者から連絡があった場合、現地説明等の対応を行い、購入希望について確認を行う。現地説明については、入札の場合は特定の日時を定め実施する方法を原則とするが、買受希望者の都合に合わせ、予約により行うことも妨げない。

④ 一般競争入札が不調となった場合に、対象物件の所在地、規模、形質、売買価額その他の事項を、2日以内に指定流通機構に登録する。

⑤ 一般競争入札が不調となった場合、独自のネットワークを通じて買受希望者の探索を行う。

一般競争入札により不調となった物件については、甲による先着順の随時売却に移行する。この場合、甲のホームページにおいても広報を行うが、乙も独自に買受希望者の探索に当たり、乙自身の媒介物件として取り扱う。具体的には、〇〇新聞〇〇版、不動産月刊誌への掲載、不動産ポータルサイト、乙のホームページへの掲載を行う。

(3) 重要事項説明

買受希望者に対して、一般競争入札においては札入れ後に、入札不調物件は契約締結前に行う。

(4) 売却業務の対象物件の環境整備

現地調査時点に必要な応じて草刈を行う。

入札実施の前に現地確認を行い、必要な応じて、公告の1週間前から前日までに草刈を行う（草

刈の時期は状況に応じて随時変更)。

6 その他

- (1) 乙は、契約締結後速やかに業務の担当及び業務責任者を定め、その氏名及び業務区分等を書面により甲に通知しなければならない。
- (2) 乙は委託業務を行うについて疑義が生じたときは、その都度甲の指示を受けなければならない。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

委託業務実施計画書

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者

公有財産売却業務（〇〇）の実施計画について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1 委託業務実施計画書 別表ア
- 2 添付資料

別表ア（用紙 日本産業規格A 4縦型）

1 委託業務実施計画書

時期	内容

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

委託業務実績報告書

令和 年 月 日
第 号

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者

公有財産売却業務（〇〇）の実績報告について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 委託業務実績報告書 別表イ
- 2 添付書類
- 3 完了年月日 令和 年 月 日

別表イ (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

1 委託業務実績報告書

時期	内容

*受託者による物件調査の有無を明記すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

公有財産売却業務委託費として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

所在地
名 称
代表者 氏名 印

口座振替先金融機関名

銀行 支店

口座種別 当・普 No.
口座番号